

処 分 基 準

令和3年3月22日作成

法 令 名：金属くず営業条例
根 拠 条 項：第7条
処 分 概 要：金属くず商の許可の取消し
原権者（委任先）：兵庫県公安委員会
法 令 の 定 め： 金属くず営業条例第4条（許可の基準）
処 分 基 準： 金属くず営業条例第7条各号に該当する場合、以下のように帰責事由が無い場合又は悪性のごく軽微な場合であって、速やかに是正、回復等することができ、現に是正、回復等しようとしているとき等を除き、許可を取り消すこととする。 ・ 法人の責めに帰することのできない事由により法人の役員が条例第4条第1号から第6号までのいずれかに該当することとなった場合で、事実判明後、法人が速やかにその者の解任手続きを進めているようなとき。
問 い 合 わ せ 先：兵庫県警察本部 保安課 生活安全許可センター 許可第二係（078-341-7441 内線3426）
備 考：